

評価(ABCD)

C⁺

いびいように見えます
ので、本文の指示は
正確にしてください

§27②、③との関係は
どうでしょうか。
§27②、③は「あくまで
指示段階において
強制的に行う必要がな
いことを示したにすぎず
§62③の実質的効果
を行うときにその効力は
及びものではない、などと
にげておくとよいです。

事実上
つぼがって
ますね。

放置した場合には、本件法62条が予定したとおり、保護の変更、
停止又は廃止を受けるおそれがある。つまり、指導を受けざるにより、
保護が変更、停止、又は廃止されるべき法的地位を有することになり、
権利義務が形成されることになる。+5+3

5 う、たゞにも、~~変更~~ 廃止を受けるおそれがあるという点から、権利の
成熟性が問題となる。

しかし、廃止を受けるおそれがあるという点から、権利が成熟するまでは
経過であるまた生活保護を受けているものにとり、~~権利が~~権利が成熟するまでは
経過である、その段階で争うことは、生活保護給付を受ける権利を主張する
10 文を争うのではない。

したがって、廃止を受ける前の段階で争うべきである。権利が成熟する
1. よって、権利の成熟性を認められ、法的地位も形成されることとなる。

②法的地位は認められる。

(3) ①、③については、
→優越的地位の発動ですね。

15 ア 上記効果の発生を市福祉事務所長が一応に行っている。よって、市福祉事
務所は、地方公共団体であることから、本件法94条4項(本件法94条4項)に
基づき、地方公共団体の一部である。

よって、公権力が一応に発動されているから、①の要件を満たす。

イ、本件指導は、~~本件~~ 27条より権利が成熟することとなり、法律上の行為であること。

20 ②の要件を満たす。

(イ) 1. (イ)より、本件指導は、「~~公権~~」に当たる。+1

設問(ウ)

1 本件指導をするためには「生活の維持、向上、土地保護の目的達成に必要
な事情に基づき、求めらるべき。本件では、97条に利用すること、
25 自動車も必要と判断したから、上記事情に該当するといえるから、同
趣意となる。

2. たゞに、97条に規定される、車は、~~必要と認められるもの~~。しかし、西脚を
77している人によって、~~その目的達成を阻害する以上、車を用いて利用させるべき~~
移動が困難な。その移動が困難な状況に陥るとなれば、人は、日常生活と
30 しての自由が保たれなくなる。このことを具体的に示す必要はない。

本件処分は、
(指導による車の処分
求める)ことへの
言及をして下さい。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

設問は、

1. 本件指針は、77ジ-54利用法にて、自給率を必要とあり $\alpha = \beta$ の
解釈が生じる解決ありに理由に「~~矛盾~~」行っている。

そこで、本件指字は、生活、保持、国^際的な自然のためにまた、
親権の行使と否にか 行使と否にか。↳ 条文(法827①)。

2. たしかに クリーを利用することによって、削減は可能である。しかし、両おし
を削減して $x_1 = x_2$ の移動手段は車となる。車という交通手段は、 x は、
買物車であるとはならず、日常生活ではない。したがって、 x に対する代替
手段は、もっともとらえてはならない。~~これは、削減を考慮して、 x は、~~

生活保護は、生活もたぬにまかせたため、そのおかげで日本生活に慣れて、おれに
いらないとは、考慮不周に当たる。上尾ゆき 2

扶. 自立更生(己)に於て力ヲ得ず. 作現例也

[illegible]

小生分は、これに判断して、左と右とするので、事後には居る小生が判断
 相対的事実誤認である。排他性は、主観的起害性より客観的起害性である。+4

3. 本件格差は、上記事実を判断することなく、生活の維持、向上、ほか
 への取組に資すると判断している。これは明らかな判断の誤りに
 ならず、あることから裁量権の濫用と見なされる。

4. 以上 桁番等は、違法である。

・全体として論じるべき内容は抜き出せてますが、型がズレている、条文的指摘が曖昧であるため、やや読みにくい答案になっています。行政法は科目特性が強く書き方をマスターすると点数がのびやすい科目なので、再現答案等で自分の型を身につけて下さい。

。Q1は、差止めと取消訴訟の比較をする典型論点です。これを機に復習してあげて下さい。

・Q3の数量の書き方は、別紙に記載したので参考にしてみてください。

。あと半年間、体に気をつけて頑張ってください。応援しています！

。答案の構造全体から、おそらく数量の話としてのたうと推定ははたりますすが、何故事実誤記や他事考慮の判断をしているか、不明確です。
(条文から数量の有無その広狭や数量の逸脱・濫用(新§30)の問題(あてはめ)の型が見えない。)考慮は適内容に適切でているので、考え方を再現答案等マスターして下さい。

事後的名変更は、
障がい程度において
当然に変更しうもので
認められると考えら
れます。どちらかとい
えば他事考慮を×イン
にすべきでした。

採点者·水谷昌義

コンパクトながらもお
むね論じらるべき点の
指摘はしています。
そして、S39の規範が
用いられておらず、そ
の対応関係がやや
希薄に見えてしま
います。対応のここが母
合採者再現 答
で適宜学習して
下さい。

+4

⇒ 指導内容を強制する power がある、
ということまで指導
していい。

 $+6.1 + 4$

具体性(本件指導
により、本件事が必
ずを求める)ことを
論じて下さい。

+1

15

20

+23

ここに主張反論構造
に可る理由がよくわか
りません。丁は質量を
大きく認めた上で費用

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

言えんではないのか
 とお怒りになさる、とい
 います。本問は「主
 主張」として主張する
 姿勢をくすさないで下
 さい

していると思うのが、
節です。また、今年の憲
法採点実態では、不
用意な主張反論私
見挿入は、問題文と

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法	2年・3年・修了生		

評価(ABCD)

これから行政庁が市福祉事務所長には要件裁量が認められ、
市庁長官が裁量権の行使に必要と認めれば、裁量に拘束されることがある。

3. 次に、このように、1の類型の他に、市庁長官には裁量権の行使、
濫用(行政法30条)が認められ、違法と主張する。

(1) この点について、預かり、Xが市庁長官を代行した際に、
病院に要する経費(生活保護法15条1号)を支払うこと、
大学病院への入院を決定した。

そして、Xは病院の他に、置物等の日常生活費の支払、
にも使用した。市庁長官が利用を拒否し、自由に置物等を行うことが
できず、むしろ置物等に利用した。Xは、このように、
市庁長官が使用の際のコントロールを、市庁長官が利用した。

Xは、食事の他の費用を市庁長官が支払うことがあり、
市庁長官が支払うことを、市庁長官が支払うことがあり、
市庁長官が支払うことを、市庁長官が支払うことがあり、

市庁長官は、Xが市庁長官の責任を負うこと、市庁長官が責任を負うこと、
市庁長官が責任を負うこと、市庁長官が責任を負うこと、
市庁長官が責任を負うこと、市庁長官が責任を負うこと、
市庁長官が責任を負うこと、市庁長官が責任を負うこと、

(2) 次に、裁量権の濫用が認められ、市庁長官が濫用した。

・ ~~XXXXXXXXXX~~ 忘れないで下さい ⇒ (以上)

・ 採点した7名の中で最もよく書けていました。この調子で頑張ってください。

・ 特に設問3は、考えようという気持ちで、答案にあらわれていて、読んでいてとても楽しかったです。こういった感覚をどんどん精洗練させてください。

・ 細かいですが、裁量の広狭、存否 ⇒ 裁量逸脱濫用の流れでかかと、Q3

はよりよくなります。

・ Q1は典型的な比較問題です。本問を機にまとめておくことをオススメします。特に仮の救済は問いで指示がなければ言及が必須(採点実感参照)ですので、その意識は今のうちからもって下さい。

ここはやや疑問です。
どちらかといえば、予
算の都合でしょうか。
もちろん、自動車がない
ことにより日常生活用
の足として資金集りが
→ かなり大変になる。
という意味では、
よいです。

+5 どちらかにてよ、指摘
できていること自体好
印象です。

→ どちらかといえば
不合理な判断で
すね。

⇒ おもしろい論理で
す。他事考慮の具
体的内容を考えて
いることが伝わります。

3 ページ

裏面へ

採点者
水谷昌義

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政法	2年/3年・修了生		

評価(ABCD)

 β^-

26

第1 設問(P). ~~政事件~~ ~~訟~~ (下下. 須品略)

差止めの請求（行政法3条1項、30条14）の要件として、
 本件「差止」処分…の「工業」に於ける「重大な損害」の
 発生が認められると、尚ほ是「工業」に於ける「工業」に
 三権分立の下、吾等裁判所は行政と尊重しなければならぬ。事
 その活動を抑制するに慎重に於てなければならぬ。
 との趣意がある。「重大な損害」とは、事後的な取消
 訴訟（3条2項）と再行停止（25条）との方法
 によって十分な救済を受けられない程度のものである
 といふ要件と解するべきである。

とすると、これは、取消訴訟を提起したから当然の
要件を満たさなければならぬことを意味する。 +6

2 點。本件指導に對する取消訴訟は可能であるが、侵害行為の法的利益ない權利を救済する手段として、現段階で訴訟提起を以てする以上、實質的に當り訴訟と取消訴訟の差はない。

~~結論~~、上記(2)の仮定より、本訴訟要件を充足す⁺⁷
 可取消訴訟の成立。Xにとって有利である。

② H20 採点実感の
重大な損害」に対
する言及と意識の
論証がばれており、
ふいです。自分の言
葉で理由をつけて
まとめている。好印
象です。
一方で、処分が
される」とするのは、
H27 採点実感に
気配りがないととらえ
られます。法3条7項
はされようとしている
としているため、注
意して下さい。

ここでもOKです。

この理由は、仮定約
すまでや消極的
理由にすぎない様。
どちらかといえば、
補充性要件(§37の4
中1項但書)が実質
的理由です。
着眼点は素晴らしい
ので、あと一步、この
ついで下す。

ページ

裏面へ

第2 設問(1)

(「知事」(3条2項)以下、①公権力の主体たる国又は
公共団体の行い行為のり、②その行為により直接
国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する
2点から法律上意思のするもの、と解するべきである。

2 本件指導は、Y市福祉事務所長により行われ
たが、Y市福祉事務所長は「自治保護法(以下、単に
「法」)19条9項に基き、Y市長より事務の委任を
受けている。公権力の主体たる。

すなわち、実質的には、Y市という、普通地方公共団体
(地方自治法(第13条2項))により、本件指導が行わ
れたことになる。(1点)

3(1) 次に、~~本件指導は~~ 本件指導は法
27条1項を根拠として行われたものであると23、これは
「被保護者の自由を尊重し、必要最小限度に止め
なければならぬ」と(同条2項)との規定や、「被保護者
の意に反し、指導…を強制し得る」と解釈にほ
なるなり、(同条3項)との規定が定められている。2の
ような規定から、本件指導は、国民の任意性を原則
とし、事実上の行為として行われる非権力的行為と
「行政指導」(行政法2条6項)にあたると思える。

(2) しかし、法62条1項に「被保護者は…
第二十七条の規定により、被保護者に對し、必要を指導
…する」とある。2には従わなければならないとし、2
には違反したとす。保護の実施機関たるY市福祉
事務所長は、「保護の変更、停止又は廃止を」
得る」と(同条3項)と規定されている。

(3) 2のような態様で行われる本件指導は、国民の任
意性を原則とし、事実上の行為として行われる「行政指導」
とはいえない。本件指導は、国民の任意性を原則とし、事実上の行為として行われる「行政指導」
とはいえない。

14

公権力性は、主体が
誰か、ではなく、法律の
根拠のある優越的地位の
発動、つまり行政
(この場合は、単なる私
法契約の場合と異なり
て、法的に強制力をも
つて行われる)。

2 法27条2項、3項の
指導は法27条1項、
法62条1項(法27
条1項の強制)とせし
め、この点に「指導
強制」をいふか?
あくまで、法27条2
3項は指導指示
強制下の権限行使
に制限を加えるに
すぎない、などとい
うべきか、はなは
だしい。

こは理由としてや
不明確です(上記参照)

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
行政学	2年 3年・修了生		

評価(ABCD)

行政心

2年 3年・修了生

学籍番号(在学時)

氏 名

評価(ABCD)

生活に必要な保護を受けなければならない点で、^{直接}国民の生存権（憲法25条1項）という権利を形成し、その範囲を確定する2つの流れ上認められているもの、
というべきであり（2点見）。

④ 以上可知, 函数 $f(x)$ 在 $x=0$ 处不可导。

第3 設問 (5)

手前、法4条第1項保護の補正性として、あるべき
ものの、その最低限限の修正の範囲に適用する

2. 要件として規定しており、生活保護の支給決定には、専門的判断が必要であるが、~~本件~~とからすると、本件指導について、市福祉課長所長の見解を認めるべきである。

2 毛沢東、これは、「我是梅」笑園の2次元的な
その漫用が、~~ある~~ ^{ある}のはな3ない (30条) a. ok.

(1) したが、本来重視可能な諸要素、諸価値を客観的に軽視し考慮可能な事項を考慮せず、又は本来重視可能なことを、若しくは過大に評価可能なことを、是れに過重に評価し、そのために判断が左右されたことを認めざる場合、社会通念に合致性を欠くとして裁量上の誤脱・濫用をあたへたと解すべきである。

(2) ~~事件の~~ ~~行政~~ 生活保護は、最低限度の生活と保障つとてこれに、その自立を助長する事を目的とし(法条)としてなされるものである。ないし ~~行政~~ 行政手続は、Xがマクドナルドを利用しているのに事件自動車に保有する事に蒙る

本件指專に
501

具体性(本件相
動車の処分が
求められること
がある)にとり、指
して下す

足
補給生のみから
採取量は広い！と
言ひ難いと思いま
す(また、この秋の
写しは不要です)。
底層を掘るべき要事
を別紙にてまとめ
ていますので、参照し
て下さい。

17. 裁量認定

2017 第30条章
返の論議校
訂方法

(2) 具体的な内容の列挙

という自分の型があることばかりがえまず、
学習、~~して~~してこの
出し方が上手です。

3 ページ

裏面へ

